

茨木市省エネ家電買い換え促進事業補助制度

最大
3万円補助

省エネ家電 買い換え応援！！

エアコン
冷蔵庫

購入・設置
期間

令和8年(2026年)
6月1日～9月30日

申請
期間

令和8年(2026年)
6月1日～10月30日

※先着順です。予算がなくなった時点で終了します。

(予算の範囲を超えることとなった日の申請分は、全て同着とみなし、抽選により受付の順番を決定します。)

対象

茨木市内在住で市内の実店舗において省エネ家電(エアコン、冷蔵庫)を買い換え、市内の居宅に設置した方

※1世帯1回限り ※新品・未使用に限ります ※オンライン申請のみ

★統一省エネラベルで省エネ基準を満たしているか確認してください★

エアコン



統一省エネラベル

目標年度2027年度
または 2029年度
省エネ基準達成率
100%以上

統一省エネラベル



省エネ性マーク
が緑色
※オレンジ色は対象外

省エネ基準
達成率100%
以上

冷蔵庫



統一省エネラベル

目標年度2021年度
省エネ基準達成率
100%以上

※省エネ性能は購入する店舗、もしくは省エネ型製品情報サイト等でご確認ください。
サイトに登録のない製品については、メーカーや販売店にて、省エネ性能を必ずご確認ください。
経済産業省資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」 <https://seihinjyoho.go.jp/>



申請に必要な事項については、裏面をご確認ください

茨木市省エネ家電買い換え促進事業補助制度

補助
金額

補助対象経費(合計)

15万円以上

3万円補助

10万円以上

15万円未満

2万円補助

5万円以上

10万円未満

1万円補助

【計算例】

| | |
|-------------|----------------|
| エアコン本体 | 85,000円 |
| 消費税 | 8,500円 |
| 配送料 | 10,000円 |
| 設置費 | 10,000円 |
| 10%割引クーポン利用 | ▲10,350円 |
| ポイント利用 | ▲2,000円 |
| | (合計)税込101,150円 |

対象経費

補助対象製品の本体購入費
設置工事費
消費税および地方消費税

対象外

対象経費以外のすべての経費
(配送料、リサイクル料、付属品購入費、
クーポンやポイントによる割引額等)

▼補助対象経費

エアコン本体(税込) + 設置費(税込)
= 103,500円 - 【10%クーポン使用】
10,350円 - ポイント利用 2,000円
= 補助対象経費 91,150円
補助額 10,000円

※対象家電を複数買い換えた場合は、合算した額
を対象経費として補助額を算定します。

申請
手順

1 茨木市内の実店舗で対象家電を購入する。

2 茨木市内の住宅に設置する。

※買い換えであることが補助要件となりますので、買い換え前製品のリサイクル処分
もあわせて必要です。

3 必要書類をそろえて申請する(オンライン申請のみ)。

※オンライン申請でお困りの方は、下記お問合せ先までお電話ください。

詳しくは下記 HP 参照



HP のページ ID : 68198

申請に必要な書類

①領収書の写し

氏名(※)、購入日、購入金額、費用の内訳、購入された
家電の種類、店舗の名称・住所の記載のあるもの

②メーカーの製品の保証書の写し

販売店名、購入日、型番、製造番号及び購入者の
住所・氏名(※)が記載されているもの

③家電リサイクル券の写し

管理票番号、リサイクル品目、排出者名(※)の記
載のあるもの(引取日が令和8年6月1日から9月
30日までのものに限る)

④振込先口座情報が確認できる書類の写し

通帳、キャッシュカード等(銀行名・支店名・口座番
号・口座名義人(※)が確認できるもの)

⑤本人確認書類(※)の写し

顔写真付きの書類は1点、顔写真のない書類は2点
必要です。

※①～⑤全て申請書と同一であること

お問合せ先

茨木市省エネ家電買い換え促進事業事務局(環境政策課内)

受付時間 8:45 ~ 17:15

(土・日・祝日を除く)

☎072-647-2949

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所 本館8階

E-mail : syoenekadenjigyoku@city.ibaraki.lg.jp